昭和三十五年総理府令第六十五号

火薬類の運搬に関する内閣府令

火薬類取締法第十九条第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類の運搬に関する総理府令を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　届出等（第二条―第十条）
第三章　技術上の基準（第十一条―第十七条）
第四章　雑則（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この府令は、火薬類を運搬する場合の届出の手続、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他により火薬類を運搬する場合の技術上の基準その他火薬類の運搬に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章　届出等

（運搬の届出）

第二条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

2　前項の届出は、特別の理由がある場合を除き、運搬が一の公安委員会の管轄する地域内においてのみ行われる場合にあつては運搬開始の日の一日前までに、その他の場合にあつては運搬開始の日の二日前までにしなければならない。

（証明書）

第三条　法第十九条第一項の運搬証明書（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式第三のとおりとする。

（証明書の記載事項の変更の届出）

第四条　法第十九条第四項において準用する法第十七条第七項の規定による証明書の記載事項の変更の届出は、その証明書及び別記様式第四の届出書を提出して行なうものとする。

（証明書の再交付の申請）

第五条　法第十九条第四項において準用する法第十七条第八項の規定による証明書の再交付の申請は、別記様式第五の申請書を提出して行なうものとする。

第六条及び第七条　削除

（運搬の届出等の経由）

第八条　火薬類の運搬の届出、証明書の記載事項の変更の届出及び証明書の再交付の申請並びに証明書の返納（運搬を終了した場合におけるものを除く。）は火薬類の出発地を管轄する警察署長を、運搬を終了した場合（運搬が二以上の都道府県にわたるときを除く。）における証明書の返納は火薬類の到達地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

第九条　削除

（運搬の届出を要しない数量）

第十条　法第十九条第一項ただし書の内閣府令で定める数量は、別表第一のとおりとする。

第三章　技術上の基準

（積載方法等の技術上の基準）

第十一条　法第二十条第二項の内閣府令で定める技術上の基準は、この章に定めるとおりとする。

（積載方法）

第十二条　火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて積載しなければならない。

一　運搬中において摩擦し、動揺し、又は転落することのないようにすること。

二　火薬類には、防水性及び防火性の被覆をすること。

2　運搬しようとする火薬類は、内閣総理大臣が告示で定める基準に従い、包装し、又はこん包して積載しなければならない。この場合において、包装又はこん包（以下「包装等」という。）の見やすい箇所に、火薬類の種類、数量及び包装等を含む重量を明りように標示しなければならない。

（混載の禁止）

第十三条　火薬類は、次の各号に掲げる貨物と同一車両に混載してはならない。

一　発火性又は引火性の物

二　包装等が不完全であつて火薬類に摩擦又は衝撃を与えるおそれがある物

三　鋼材、機械類、鉱石類その他の重量物

四　毒物、放射性物質その他の有害性物質

第十四条　種類の異なる火薬類は、同一車両に混載してはならない。ただし、別表第二に定めるところにより混載する場合は、この限りでない。

（運搬方法）

第十五条　火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて運搬しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、第十条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合については適用しない。

一　自動車（二輪の自動車を除く。）により火薬類を運搬する場合において、当該運搬する距離について次の式により計算して得られたDの値が一を超えるときは、運送人は、二人以上の運転要員を確保しなければならない。この場合において、一の運転者が連続して運転する距離について次の式により計算して得られたDの値が一を超えるものであつてはならない。

$$D = \left(\frac{d_1}{340}\right) + \left(\frac{d_2}{200}\right)$$

（この式において、d_1及びd_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d_1　高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位　キロメートル）

d_2　高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位　キロメートル）

二　自動車（二輪の自動車を除く。）によつて運搬する場合には、運送人は、当該自動車に見張人をつけること。

三　駐車する場合には、危険な場所を避け、かつ、火薬類を見張ること。

四　夜間又は視界不良の場合において駐車するときは、車両の前方及び後方十五メートルのところに赤色灯を置くこと。

五　火薬類を積載した車両相互間については、進行中（追越しをする場合を除く。）は、後方の車両は前方の車両との間に八十メートル以上の距離を保ち、駐車する場合は、あとから駐車する車両はすでに駐車している車両との間に五十メートル以上の距離を保つこと。

六　運搬中積替え等のため火薬類を一時保管する必要がある場合には、火薬庫又はこれに準ずる安全な場所において保管すること。

七　火薬類の近くで、喫煙し、又は火気を取り扱わないこと。

八　積卸しに当たつては、手かぎ類を使用しないこと。

九　積卸しに当たつては、自動車等の原動機を止めること。

十　積卸しをする場所及び荷台は、積卸しの前後に清掃すること。

十一　積卸しに当たつては、底に鉄びよう等の着いているくつ類をはかないこと。

十二　積卸しは、夜間を避けて行なうこと。

2　次の表の上欄に掲げる火薬類を運搬する場合には、前項に規定する基準に従うほか、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める性状のものとして運搬しなければならない。

火薬類の種類	区分	性状
法第二条第一項第一号ロにペースト（別名パウダーペースト）掲げる火薬	パウダーケーキ	二十五質量パーセント以上の水又は十七質量パーセント以上のアルコールで湿状にしたもの
法第二条第一項第二号イにスチフニン酸鉛掲げる爆薬（別名トリニトロレゾルシン鉛）	雷こう	二十質量パーセント以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	アジ化鉛	四十質量パーセント以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	ジアゾジニトロフェノール	三十質量パーセント以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	グアニルニトロサミノグアニル（別名トリニトロテトラセン）	四十質量パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの
法第二条第一項第二号ハに掲げる爆薬	ニトログリセリン	濃度が一質量パーセントを超え十質量パーセント以下のアルコール溶液としたもの
	ニトログリセリンのアルコール溶液	二十五質量パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの
	ジエチレングリコールジナイトレート	四硝酸ペンタエリスリット（別ト以上の水で湿状に

		名ペンタエリスリトールテトラパーセント以上の鈍ナイトレート、感剤で鈍性化したもペンスリット又の又は七質量パーセはＰＥＴＮ）の又は七質量パーセント以上のワックスを含有するもの
法第二条第一項第二号ホにミン（別名シクたもの又は鈍性化し掲げる爆ロナイト、ヘキたもの薬	シクロトリメチレントリニトラミン（別名ＨＭＸ又はオクトーゲン）	六硝酸マンニトール（別名ニトロマンニット）
		四十質量パーセント以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	シクロテトラメチレンテトラニトラミン（別名ＨＭＸ又はオクトーゲン）	シクロトリメチレントリニトラミン（別名シクたもの又は十質量パロナイト、ヘキーセント以上の鈍感ソーゲン又はＲＤＸ）とシクロテトラメチレンテトラニトラミン（別名ＨＭＸ又はオクトーゲン）の混合物
	十五質量パーセント以上の水で湿状にし十五質量パーセント以上の水で湿状にし	
	ソーゲン又はＲＤＸ）	

（標識）

第十六条　火薬類を運搬する車両は、火薬類の運搬中であることを明示するため、次の各号に定めるところにより標識をつけなければならない。ただし、十キログラム以下の火薬、五キログラム以下の爆薬、百個以下の工業雷管若しくは電気雷管、二十五個以下の導火管付き雷管、一万個以下の銃用雷管、千個以下の実包、空包若しくはコンクリート破砕器、百メートル以下の導爆線、二十メートル以下の制御発破用コード又は薬液注入用薬包を運搬する場合は、この限りでない。

一　自動車（二輪の自動車を除く。）

イ　昼間においては、赤地に（（火））と白書した縦〇・三五メートル以上、横〇・五〇メートル以上の大きさの標示板を車両の前部、後部及び両側部の見やすい箇所に掲げること。ただし、第十二条第一項第二号に規定する被覆で赤地のものを用いるときは、両側部の標示板を掲げないことができる。

ロ　夜間においては、イに規定する標示板の（（火））の部分に反射剤を用いたものを掲げ、かつ、百五十メートル以上の距離から明りように確認できる光度の赤色灯を車両の前部及び後部の見やすい箇所につけること。

二　二輪の自動車及び軽車両

イ　昼間においては、赤地に（（火））と白書した〇・三五メートル平方以上の大きさの標旗を掲げること。

ロ　夜間においては、赤色灯を車両の前部及び後部の見やすい箇所につけること。

2　第十条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合には、二輪の自動車以外の自動車にあつても、前項第二号に定めるところによることができる。

（通路）

第十七条　火薬類を運搬する場合の通路については、次の各号の基準に従わなければならない。ただし、その基準に従う通路によるときは著しく回り道となり、その他その基準に従う通路によることができず、又は困難である場合には、この限りでない。

一　車両で運搬する場合には、その車両の幅に三・五メートルを加えた幅以下の幅の道路を通らないこと。

二　常時火気を取り扱う場所又は発火性若しくは引火性の物を蓄積する場所に近接しないこと。

三　繁華街又は人ごみを避けること。

第四章　雑則

（荷送人等の留意事項）

第十八条　荷送人は、火薬類の種類及び性状により積載方法、運搬方法その他火薬類の取扱いについて、特に留意すべき事項があるときは、運送人に対し、あらかじめその事項を知らせておかなければならない。

2　運送人は、火薬類の運搬に当たつては、あらかじめ車両及び積荷の点検をしなければならない。

3　運送人は、火薬類を運搬する車両の運転者には相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てなければならない。

（防衛出動時の適用除外）

第十九条　第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第十六条第一項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であつて、当該部隊等の任務遂行上これらの規定により難いときは、適用しない。この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

附　則

この府令は、火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百四十号）の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。

附　則（昭和四四年一二月一日総理府令第四四号）

この府令は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附　則（平成五年一〇月一日総理府令第四五号）

この府令は、平成五年十一月一日から施行する。

附　則（平成六年三月四日総理府令第九号）抄

1　この府令は、平成六年四月一日から施行する。

2　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの府令に規定する様式による書面とみなす。

附　則（平成一〇年三月三〇日総理府令第六号）

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項に表を加える改正規定（法第二条第一項第二号イに掲げる爆薬の項（アジ化鉛に係る部分を除く。）及び法第二条第一項第二号ハに掲げる爆薬の項（四硝酸ペンタエリスリット（別名ペンタエリスリトールテトラナイトレート、ペンスリット又はＰＥＴＮ）に係る部分に限る。）を除く。）は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十一年三月三十一日までの間は、改正後の第十五条第二項の表法第二条第一項第二号イに掲げる爆薬の項中「四十質量パーセント以上の水又はアルコールと水との混合物」とあり、及び「三十質量パーセント以上の水又はアルコールと水の混合物」とあるのは「二十質量パーセント以上の水、アルコール又はアルコールと水の混合物」と、同表法第二条第一項第二号ハに掲げる爆薬の項中「二十五質量パーセント以上の水」とあるのは「十五質量パーセント以上の水若しくはアルコール」とする。

附　則（平成一一年一月一日総理府令第二号）

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附　則（平成一二年三月三〇日総理府令第二九号）

この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附　則（平成一二年八月一四日総理府令第八九号）抄

（施行期日）

1　この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一五年九月二九日内閣府令第八四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年三月二五日内閣府令第一四号）

この府令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附　則（令和元年六月二一日内閣府令第一二号）

（施行期日）

1　この府令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和二年一二月二八日内閣府令第八五号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和五年二月一六日内閣府令第一四号）

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。

2　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一（第２条関係）

別記様式第一（第３条関係）（平成元年６月・平成28年９月・令和５年３月・一部改正）

火薬類運搬届　　公安委員会印

		公安委員会印	
		公安委員会印年月日	
届出日　年　月　日			
公安委員会殿			
届出者氏名			
住所又は名称	住所		
	氏名		
火薬類の種類及び数量	種類	数量	
運搬区分	区間		
	運搬経路		
	日数		
運搬期間	年　月　日から　年　月　日まで		
出発地			
到達地			
荷受人	住所		
	氏名		
備考			

備考
1　印は記載しないこと。
2　火薬類の種類には、種類ごとの数量を記入すること。
3　運搬方法欄には、自動車による運搬、自転車による運搬、船舶による運搬、航空機による運搬、鉄道による運搬、その他の運搬の区分に応じ、運搬方法を記入すること。
4　荷受人欄には、荷受人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
5　荷受人欄には、荷受人が法人である場合には、荷受人及び荷受人の法人又は団体であることを証し、連絡する火薬類の取扱又は保管に係る事務所の所在地及び名称を記入すること。

別記様式第二（第２条関係）

別記様式第二（第2条関係）

運搬区間

運搬計画書

から

まで

運搬車の種類（最大積載量）	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名又は名称	運転者の氏名及び見張人の員数
運搬車の運搬及び通過日時			
備考			

備考
1　運搬計画書は、運搬区間の区分ごとと運搬車1台につき1枚とすること。（運搬車の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上運行して運搬する場合には、運搬車の延べ台数によらわらず、1台とみなす。）
2　火薬類の種類及び数量欄には、運搬車1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上運行して運搬する場合には台ごとの数量を記入し、往復回数の多いものや2台以上運行台数の多いものについては、備考欄又は別紙に記入すること。）
3　運搬の通過及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

別記様式第三（第３条関係）

別記様式第三（第3条関係）（平成元年6月・一部改正、平成28年9月・令和5年3月・一部改正）

用紙　日本産業規格A４

番号		
年　月　日		
火薬類運搬証明書		
公安委員会印		
荷送人	住所	
	氏名	
現在火薬類の種類及び数量		
運搬車に積載する火薬類の種類、数量及び運搬方法	別添運搬計画表のとおり	
証明書の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで（　日間）	
出発地		
到着地		
荷受人	住所	
	氏名	
公安委員会の指示事項		
証明書返納年月日		
証明書返納者		

備考
1　この証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の請求があったときは、必ず提示して下さい。
2　運搬中この証明書を紛失したり、記載内容に変更を生じたときは、遅滞なく最寄りの警察署長に届け出て下さい。

別記様式第四（第４条関係）

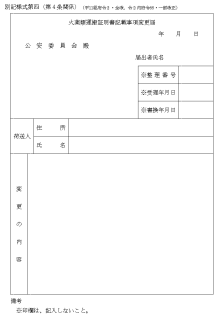

別記様式第四（第４条関係）（甲三(高圧ガス・液化、ガス)四日市市令第１１１号・一部改正）

火薬類運搬証明書記載事項変更届

年　月　日

公安委員会殿

届出者氏名

※整理番号

※受理年月日

※審査年月日

発送人	住所	
	氏名	
変更の内容		

備考

※印欄は、記入しないこと。

別記様式第五（第５条関係）

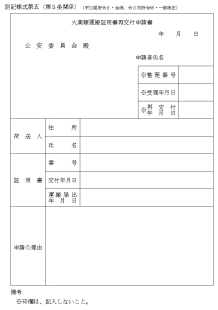

別記様式第五（第５条関係）（甲三(高圧ガス・液化、ガス)四日市市令第１１１号・一部改正）

火薬類運搬証明書再交付申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請者氏名

※整理番号

※受理年月日

※再交付年月日

発送人	住所	
	氏名	
証明書	番号	
	交付年月日	
	運搬開始年月日	
申請の理由		

備考

※印欄は、記入しないこと。

別表第一（第十条関係）

区分		数量
火薬		薬量
爆薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬量
	上記以外の爆薬	薬量
火工品	工業雷管・電気雷管・信号雷管	
	導火管付き雷管	
	銃用雷管	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	
	実包	1個当たりの装薬量0・5グラム以下のもの
	空包	1個当たりの装薬量0・5グラムを超えるもの
	導爆線	
	制御発破用コード	
	爆発せん孔器	
	コンクリート破砕器	
	煙火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）
		クラッカーボール・引き玉
		上記以外の煙火
	上記以外の火工品	

薬量	
200キログラム	
120キログラム	
100キログラム	
4万個	
1万個	
40万個	
12万個	
40万個	
20万個	
6キロメートル	
1・2キロメートル	
2，000個	
2万個	
2トン	
600キログラム	
200キログラム	
100キログラム	

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

別表第二（第十四条関係）

火工品	A	B	特別容器に収納された火工品	爆薬	火薬
火薬			○	○	
爆薬			○		○
火工品	工業雷管	電気雷管、導火管付き雷管	○	○	○
	信管	特記以外の信管（捕鯨用信管を除く。）	○		
		捕鯨用信管	○		○
	実包・空包		○	○	○
	導爆線・制御発破用コード		○	○	○
	爆薬	魚雷、弾薬、ロケット弾、砲弾、等で装填されている薬剤（焼のもの）を除く。	○	○	○
	煙火	クラッカーボール・引き玉			
		特記以外の煙火			○
	特記以外の火工品	焼の用を除く。）を剤	○	○	○

雷管のみ	雷管付き導火管のもの以外の上記のもの	信管（捕鯨用信管を除く。）	捕鯨用信管	実包・空包	導爆線・制御発破用コード	爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等でさく薬の装てんされているもの（焼い剤を用いたものを除く。）	煙クラッカー・ルー引き玉
			○	○	○	○	
				○	○	○	
	○	○	○	○	○		
		○	○	○	○		
	○		○	○	○	○	
	○	○		○	○	○	
	○	○	○		○	○	
	○	○	○	○		○	
		○	○	○	○		
							○
	○	○	○	○	○	○	

上記以外の火工品（焼い剤を用いたものを除く。）	上記以外の煙火
○	○
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
	○

備考

1　○印は、A欄に掲げる当該区分の火薬類とB欄に掲げる当該区分の火薬類とを混載できるものであることを示す。

2　3種類以上の火薬類を混載する場合には、それぞれの火薬類相互がこの表によって混載できるものでなければならない。

3　特別の容器とは、第12条第2項の規定による告示で定める特別の容器をいう。

4　特別の容器に収納された工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と混載できる火薬又は爆薬の総量は、火薬4．5トン以下又は爆薬2．25トン以下とする。（火薬と爆薬を混載する場合は、火薬2トンを爆薬1トンの割合で換算し、混載する量が爆薬2．25トン以下とする。）